

# 令和6年度第2回那珂川市農業委員会会議録

令和6年5月13日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第2回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年5月13日（月） 午前9時28分～午前10時23分  
場 所 都市整備部 外会議室

## 1. 議事録署名人

4番 白水正彦

5番 内野 学

## 2. 議 案

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 農用地利用集積計画の利用権設定について

## 3. 報 告

報告第3号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第4号 専決処分について

公共事業に伴う農地の一時利用届書の受理について

報告第5号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公表について

## 4. 出席委員

### 農業委員

会長 結 城 五 子

2番 高 橋 堅

3番 山 崎 美代子

4番 白 水 正 彦

5番 内 野 学

6番 上 野 信 之

7番 佐 伯 久 典

### 農地最適化推進委員

1番 久 我 一 徳

2番 添 田 英 一

3番 八 尋 博 基

4番 真 鍋 利 明

5番 重 松 栄 作

5. 欠席委員

農業委員 1名

農地最適化推進委員 なし

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 眞 鍋 翔 輝

書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

## 午前9時28分 開会

### ○事務局長

皆さんおはようございます。時間より少し前ですが、〇〇委員のほうが少し遅れられる、もしかしたら欠席になるかもしれないということなので、そのほかは全員お見えなので、始めさせていただきたいと思います。

携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

なお、今回から、会議録作成のため株式会社小出速記事務所の速記者の方が総会に参加させていただきます。質疑や意見の際は必ず挙手をしていただきまして、議長のほうから指名されてから発言のほうをお願いいたします。

また、事務局の話になるんですが、農林課の朝日が副担当として一緒に入りますので、今後よろしくをお願いいたします。

では、会長お願いします。

### ○議長

それでは、皆さんおはようございます。ただいまから、令和6年度第2回那珂川市農業委員会総会を開会します。

では、議案審議に入ります前に、議事録の署名人の指名を行います。

4番、白水正彦委員と、5番、内野学委員を指名します。よろしくお願いいたします。

では、議案に入ります。

議案第5号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

### ○事務局

議案第5号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の2ページをお願いします。資料編も2ページになります。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。

3ページですが、所有農地は0平米です。

議案書の7ページ、営農計画書をお願いします。

1の申請理由については、数年前居住していた大伯母である〇〇さんが長期入院することになり、家の管理・土地（畑）の耕作管理を任されました。昨年冬に〇〇さんが亡くなり、その息子である〇〇さんより買い取ってほしい旨申し出があり今回に至りますとなっております。

2の作付計画は、トマトやキュウリ、ナス、大根、ジャガイモなど露地野菜で、当面は出荷はせずに自家消費予定とのことです。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに、本人が経営する会社の従業員の2名となっております。

8ページをお願いします。

農機具は、耕運機と草刈機を所有しており、この土地と一緒に購入する隣接する居宅に

保管されるとのことです。

なお、隣接する居宅に譲受人が転居する予定はなく、現住所から通作をされる予定です。通作方法は、通作距離が15キロ、所要時間が約35分、交通手段は自家用車となっております。

農業経験は、今回の申請農地での耕作を3年程度行っておりまして、直売所などに出荷されている農家さんに栽培方法を学びに行ったりして勉強されているとのこと。

9ページが登記事項証明書、10ページが字図、11ページが通作図になります。

なお、こちらの申請につきましては、現在譲受人の所有する農地がありませんので、担当推進委員と事務局とで面談をさせていただいております。後ほど担当推進委員からも報告がありますが、聞き取りや現地確認を踏まえまして、事務局としては特段問題ないと判断しております。

資料編1ページをお願いします。

今回の申請につきましては、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしております。

以上です。

#### ○議長

では、担当推進委員の意見をお願いします。

#### ○推進委員

それでは、御報告いたします。

今、御説明をいただいたんですが、4月2日に現地の確認に参りました。そのときは○さんのほうはおいでじゃなくて、代理人の仲介業者ですけども、司法書士さんとお話をさせていただいて、かなり最初は荒れていたような状態も、私も近くに住んでいるものですから、通りがかりに見ておったんですが、かなり今整備をされておりまして、もう作物も植えてありました。きれいに今整備されているような状態でしたので、問題はないなと思って一応報告をしました。

そうしたところ、先ほどのお話の中に面談が必要だということで、第3条の規定内容とか、改訂の部分も御説明されたんですけど、これを4月22日に面談をさせていただいて、先のビジョンとか、そういうものをお聞きしまして、かなり積極的で、いずれはこの横の住宅のほうに住まわれて、もう少し農地を増やしたいとか、こういったお話でされておりましたので、特段問題はないと判断いたします。

以上です。

#### ○議長

ありがとうございます。

では、何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

## ○議長

全員賛成により、議案第5号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第6号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

## ○事務局

議案説明の前に、農地転用許可に関連しまして、4月の末に福岡県を通じて農林水産省から通知が来ておりますので、そちらについての御説明をまずしたいと思います。

本日、別途お配りしている、左上ホチキス留めしてある「資材置場等目的での農地転用の許可の取扱いについて」と記載されている資料を御覧ください。

こちらの通知によると、「農地法に係る事務処理要領の制定について」において、農地転用が資材置場のように建築物の建築等を伴わないものである場合には、当該転用目的どおり十分な利用がなされないまま他用途に転換されることがないように、事業実施の確実性等を的確に判断するよう要請しているところである。

しかしながら、近年、資材置場等に転用する目的で農地転用許可を取得し、事業完了後1か月足らずの間に太陽光発電設備が設置される事例が複数確認されており、許可申請上の疑義が生じているほか、不要不急の農地転用につながるおそれがあることから、一層厳格な対応が必要になっている。

このようなことから、転用目的が取材置場である場合の農地転用許可について、下記のとおり取り扱うことにしたので、御了知の上、適切な運営に御協力いただくようお願いするといった内容になっております。

本市におきましても、これまで資材置場などでの転用の許可をして、完了報告後に、間を置かずに住宅などの建築物が建っていたり、転売されていたりといった事案がありましたが、一旦完了報告をして地目が農地でなくなれば、法令上指導する根拠がなく、対応ができない状況でした。全国的にも同様の事案があつていまして、以前から課題となつておりましたので、今回このような通知が発出されました。

2枚目を御覧ください。

まず、1つ目に、恒久転用により資材置場等とする目的で農地転用許可申請の相談があつた場合の対応ですが、(1)農業委員会は、相談者から提出された事業計画から一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、関係書類とともにその結果を都道府県または指定市町村の農地転用担当部局に報告する。

(2) (1)の報告を受けた都道府県等は、農業委員会の検討結果を踏まえつつ、一時転用により目的が達成できる事案かどうかを検討し、その結果を農業委員会に通知する。

(3) 農業委員会は、(2)の通知において当該事案が一時転用により目的を達成できるとされている場合には、相談者に対し一時転用による許可申請を行うよう指導するとなっております。

本市は指定市町村になっておりますので、都道府県等の部分は、市の農地転用担当部局に読み替えることとなります。今後の総会の中で、建築物のない転用目的の案件につきま

しては、この観点でも審議を行っていただくことになります。

通知の下のほうに、参考で例が記載されております。

一時転用で目的が達成される例として、トンネル工事や分譲宅地の造成等、工期が決まっている事業のために必要となる資材置場・駐車場等。一方で、恒久転用でなければ目的が達成されない例として、建設会社や建設資材の販売・リース会社等が、なりわいとして当該地域で継続的に事業を行うために必要となる資材置場・駐車場等となっております。

また、2の資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合の取扱いとその後の対応についてですが、(1)都道府県等は、資材置場等とする目的の恒久転用の許可を行う場合は、事務処理要領第4の1の(6)のウほか、「工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告すること」という条件をつけるものとする。

(2)都道府県等は、(1)の報告を受けたときは、必要に応じて農業委員会の協力を得て現地確認を行うものとする。

なお、当該報告や現地確認において、許可に係る土地が事業計画とは異なる目的に使用されている場合は、許可を受けた者から事情聴取等をした上で、法第51条第1項第4号に該当するかどうかを確認し、該当する場合は同項の規定に基づく処分を検討するものとする。

ここの法第51条第1項第4号とは、「偽りその他不正の手段により、許可を受けた者」ですので、当初の申請が虚偽でなかったかどうかを確認するということになります。また、同項の規定に基づく処分とは、許可の取消しや原状回復命令、または刑事訴訟法による告発の検討などになっております。

この通知による取扱いは4月1日から適用されますが、4月の総会では無建築物の許可案件はありませんでしたので、今回の許可分から該当になります。

では、議案の説明に入りたいと思います。

議案第6号、番号1、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の13ページをお願いします。資料編は3ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。

1、申請人の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が貸資材置場。理由の詳細は、整地して貸資材置場にするとなっております。こちらは既に完工済みの案件で、始末書添付による追認許可申請になっておりまして、(3)利用期間は令和6年2月からで、1年ごとの年間契約となっております。年間契約ではありますが、更新前提で恒久的に利用をすることです。

議案書14ページが土地の登記事項証明書、15ページが字図、16ページが位置図になります。

17ページ、事業計画書、18ページが被害防除計画書です。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水は、水路放流、自然流下。汚水処理は仮設トイレのみでくみ取り、生活雑排水は、なしです。

続きまして、農地区分について説明いたします。

資料編の3ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.1ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の19ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち、不採用の土地については立地条件や周辺環境の不適などを理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

20ページが水利関係承諾書、21ページが農地転用事前協議の回答、22ページが文化財確認願についての回答、23ページに始末書、24ページから26ページまでが各種図面となっております。

説明は以上です。

#### ○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

4月16日の午前中に、行政書士さんが農地転用の書類を持ってこられまして、その日の午後に〇〇氏と現場を確認いたしました。既にコンクリート等を張られている状況でした。事務局と協議をいたしまして、始末書等の書類を提出されておるということで了承しております。翌17日に行政書士の〇〇氏に、押印し、書類を渡しております。

以上です。

#### ○議長

では、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第6号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第6号、番号2、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第6号、番号2、農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

議案書の28ページをお願いします。資料編は4ページを御覧ください。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書になります。

1、申請人の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が土地改良。理由の詳細は、田を畑として利用するた

め盛土をするとなっております。利用期間は令和6年6月20日から永年となっております。土地改良の場合は、1,000平米未満で盛土高が1メートル未満の場合は土地改良届になりますが、今回客土、盛土する面積が合わせて1,164平米と1,000平米を超えますので、一時転用許可申請を出されております。土を搬入して造成する期間のみ農地として利用ができないということで一時転用という扱いになります。

議案書29ページが土地の登記事項証明書、30ページが字図、31ページが位置図になります。

32ページは資金計画書、33ページが預貯金の残高証明書です。

34ページ、35ページが事業計画書になります。

搬入する土は、2に記載の取扱業者から購入するほか、表土については福岡市の自己所有の畑から搬入することです。

続きまして、農地区分について説明いたします。

資料編の4ページを御覧ください。

航空写真の青で着色された土地が農業振興地域の農用地区域で、白で着色されている土地は農業振興地域の農用地区域外になります。

申請地は、農用地区域内の農地となっております。農用地区域は原則転用不許可の土地になりますが、一時転用については例外的に認められております。

なお、土地改良につきましては代替地の検討は不要となっております。

議案書に戻りまして、36ページが水利関係承諾書、37ページが一時転用完了後の営農計画書になります。

38ページ、39ページが図面になります。

38ページの図面をお願いします。申請地には農業用倉庫がありまして、こちらは令和4年11月に届出をされて建築されたものになります。その際に、倉庫の後ろ側については、既に土地改良届を出されて盛土をされております。当初、東側の一段下がっている土地はそのままにして使うとのことでしたが、やはり使い勝手が悪いので、高低差をなくして畑にしたいということです。

倉庫の後ろ側の盛土されている部分は、現状、真砂土で固められておりまして畑の状態ではありませんので、今回は東側の部分のみの届出ではなくて、前回盛土した部分を含めて、全体を一時転用許可申請で提出していただいております。なので、既に盛土している部分は表土の硬い土を剥いで東側の下がっている部分に持って行って、表土は畑の土を持ってくる計画となっております。

説明は以上になります。

#### ○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

4月22日に申請書をお持ちいただきまして、こちらのほうは先ほど職員のほうから言っていましたように、農業倉庫等の建築で去年申請がありまして、現在、農業倉庫がきれいにできております。

それで、先ほど言いましたようにその裏側の土地なんですが、こちらは造成して倉庫と同じレベルになっております。

それで、右側の三角土地のほうが昔のままのレベルであったんですけど、やっぱり排水とかそういう兼ね合いから使い勝手が悪いということで、こちらは客土して畑にされるということでお話を伺いました。本人も作りたいみたいなことで言ってありましたし、問題ないと判断いたしました。

以上です。

#### ○議長

質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第6号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第7号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第7号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の41ページをお願いします。資料編は5ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が駐車場。理由の詳細は、社員駐車場及び社用車の駐車場として利用するためとなっています。(3)利用期間は令和6年5月1日から1年更新となっておりますが、こちらについても既に完工済みで、始末書添付による追認許可になります。ただし、造成済みではありますが、使用についてはまだされておらず、許可後から利用を開始するとのこと。契約の内容は、賃借権の設定です。

議案書42ページ、43ページが土地の登記事項証明書、44ページが字図、45ページが位置図になります。

46ページが資金計画書、47ページが預貯金の残高証明書になります。

48ページが事業計画書、49ページ、50ページが法人の登記事項証明書になります。

51ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水が自然流下。汚水処理、生活雑排水は、なしです。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の5ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.

7ヘクタールとなっており、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の52ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。代替地のうち、不採用の土地については施設規模が不適などを理由に不採用と判断し、申請地を採用としています。

54ページが水利関係承諾書、55ページが農地転用事前協議の回答です。

56ページ、文化財確認願についての回答、57ページに始末書、58ページ、59ページが図面になります。

説明は以上になります。

#### ○議長

担当は私ですので、意見を述べます。

3月22日、行政書士の〇〇氏と現地を見に行きました。第5条の許可申請ということで、場所は〇〇線の〇〇、飲食店と道を挟み左上のところでした。畑という地目ですけれども、既に駐車場として完工済みで、道路沿いには3段ほどのブロックがついてあり、砂の流出等はないようでした。

始末書がつけてありますように、平成26年2月に工事をされて、農地転用申請を行わずに現在に至っていたということで今回申請をするということです。

以上です。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第7号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第7号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第7号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。

議案書の61ページをお願いします。資料編は6ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が資材置場。理由の詳細は、現在地が手狭になったためとのことです。(3)利用期間は、許可後から3年間となっています。契約の内容は賃貸借権の設定です。

議案書62ページから64ページが土地の登記事項証明書、65ページ、66ページが字図、67

ページが位置図になります。

68ページが資金計画書、69ページが預貯金の残高証明書になります。

70ページが事業計画書、71ページ、72ページが法人の登記事項証明書になります。

73ページが被害防除計画書です。

被害防除計画の(1)排水計画の雨水排水が水路放流。汚水処理、生活雑排水は、なしです。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の6ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がり約0.6ヘクタールとなっておりますので、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の74ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しております。

代替地のうち、不採用の土地については施設規模の不適や地権者との交渉不成立を理由に不採用と判断し、申請地を採用しております。

76ページが水利関係承諾書、77ページが農地転用事前協議の回答です。

78ページが文化財確認願についての回答、79ページが始末書です。こちらは、今回の譲受人ではなく、以前、農地として利用権設定をしていた別の法人が資材や土砂を置いて資材置場として使用しており、それを地権者も容認していたという経緯があって、このような始末書を添付いただいております。

80ページから82ページまでが各種図面になっております。

説明は以上になります。

#### ○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

4月17日に申請を受け付けまして、翌日やったですかね、現地確認をいたしました。

始末書にあるとおり、一部、土砂等々搬入してありました。それで、ここの周辺がほとんど山つきになりまして、ちょっとひどい状態でした。機械置場として利用されるということで、今後、許可が下りたら整地されるんじゃないかと思えます。

ちょっと私のほうから1点、事務局のほうにお伺いしたいんですけど、先ほど別紙の資料で、まさにこれに該当するような話なんですけど、恐らく恒久的に使用するという目的でこちらのほうは申請されたと思うんですけど、こういう場合、なかなか事実確認って難しい面があるかと思うんですよね。そこら辺はどのような判断になるのかなと思ひまして。

#### ○事務局

完了後の3年間、具体的にどういった報告内容で、どういった様式を使っていくかというのはまだ検討中なんですけれども、その当時の申請人と、その時点で使用者が替わっていたり、利用状況が、例えば資材置場として転用をしたのに建築物が建っていたりとか、そういった状況を半年ごとに3年間報告をしてもらうということになります。そこで何か

申請当時と変わっている状況があったら、随時、事情聴取をするという形になるかと思えます。

#### ○農業委員

分かりました。そしたら、今回の通達で、この物件についてはそれを条件として入れておるといふことで。

#### ○事務局

そうですね。今回の許可の許可書の条件欄のところに、新たに、無建築物についてはこの条件ですね、工事の完了の報告があった日から3年間、6か月ごとに事業の実施状況を報告することという条件をつけたものを交付する形になります。

#### ○農業委員

分かりました。一応そういうふうな条件をつけたということで、なかなかそこら辺までは判断が出すのをしにくい点があると思いますけど、現地を確認しましたところ、現状のままのほうがひどい状態ですので、かえって整地されたほうが現場近辺はきれいになるんじゃないかなとは思っております。

以上です。

#### ○議長

ほかに質疑はありませんか。よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第7号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第7号、番号3、農地法第5条の規定による許可について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第7号、番号3、農地法の第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の84ページをお願いします。資料編は7ページを御覧ください。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用の目的が駐車場。理由の詳細は、事業拡張のため現在地が手狭になったためとのことです。(3)利用期間は許可後から永年となっています。契約の内容は所有権の移転です。

議案書85ページから90ページまで土地の登記事項証明書です。こちらは根抵当権の設定がされておりますが、抹消手続を現在行っておりまして、抹消後に売買を行うということです。

91ページ、92ページが字図、93ページが位置図になります。

94ページが資金計画書、95ページが預貯金の残高証明書になります。

96ページが事業計画書、97ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水が水路放流。汚水処理、生活雑排水は、なしです。

また、用地造成に伴う被害防除措置についてはサイコロブロック設置となっております。  
続きまして、農地区分について説明します。

資料編の7ページを御覧ください。

申請地を中心としたおおむね300メートル以内に市役所が存在する場合は第3種農地に該当します。航空写真のとおり、300メートル以内に市役所がありますので、申請農地は第3種農地になります。第3種農地は原則許可になりますので、代替地の検討は不要です。

議案書98ページが水利関係承諾書、99ページが農地転用事前協議の回答、100ページが文化財確認願についての回答です。

101ページから103ページまでが図面になります。

説明は以上になります。

#### ○議長

それでは、担当委員の意見をお願いします。

#### ○農業委員

4月24日に申請を受けまして、現地を確認いたしました。

字図を見られても分かるように、大型機械等の駐車場ということで申請されます。この分につきましては問題ないかと思えます。

以上です。

#### ○議長

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

#### ○議長

全員賛成により、議案第7号、番号3は許可することに決定しました。

次に、議案第8号、番号1から4、農地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

議案第8号、番号1から4、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書の104ページから113ページまでが利用権設定についての資料になっております。

資料編は8ページから11ページまでを御確認ください。

再設定が2件、新規が2件になっております。

詳細につきましては、申出書の記載内容を御確認ください。

以上です。

○議長

質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

では、質疑がないようですので、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第8号は承認されました。

次に、報告事項です。

報告について、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○事務局

報告第3号、番号1、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について説明いたします。

議案書の115ページをお願いします。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。令和6年4月18日に合意解約が成立し、同日引渡しとなっています。

116ページに解約書を添付しております。

続きまして、報告第3号、番号2、専決処分について、農地法第18条第6項の規定による通知書について説明します。

議案書の118ページをお願いいたします。

賃貸借の解除の通知書になります。

賃貸人の氏名、住所、対象農地は、議案書記載のとおりです。こちらは合意解約ではなく、解除条件付き賃貸借契約の解除になります。

農地所有適格法人以外の一般法人が農地を借りる場合には、解除条件付き貸借とあって、農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件が契約に付されることになっており、この賃借人は、一般法人として排除条件付き賃貸借契約を結んでおりました。

当該農地は、さきの5条許可の議案第7号、番号2で上がっていた農地になりまして、令和5年4月頃から、農地に建築資材や土砂、コンテナなどを置いて資材置場のように利用をされていたそうです。令和5年の10月頃に農地転用の許可申請の手続を賃借人のほうで行うという話になっていたそうですが、手続がなされないまま、その後、賃借人と連絡が取れなくなったそうです。

賃借人の法人は、役員が代表取締役1名のみで、その者の行方が分からない状況となってしまったため、合意解約ではなく、契約の条件不履行による解除を行っております。

続いて、報告第4号、番号1、専決処分について、公共事業に伴う農地の一時利用届出

書の受理について報告します。

議案書の報告の120ページ、121ページをお願いします。

届出の農地は、福岡地区水道企業団が行う送水管布設工事に伴う仮設事務所、土場として一時的に利用をするとのことでした。

122ページから127ページまで関係書類を添付しております。

届出書類はそろっておりますので、受理をしております。

続いて、報告第5号 農地法第52条に基づく農地の賃借料情報の公開について。

128ページをお願いします。

農地法第52条に、農業委員会が行う情報提供についての規定があります。農地の賃貸借契約を結ぶ際の目安となるように、実際に締結されている賃借料データを収集して、平均値や最高額、最低額などの情報を、ホームページなどを活用して広く提供することとなっています。

今回公表するものは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに締結された農地の賃貸借におけるデータから算出した1反当たりの水準になります。平均値も最高・最低額も、使用貸借、無償で貸借するものを除いて算出しております。

まず、平均値です。水田につきましては、賃借料の平均額は年1万1,874円です。物納、玄米で納めるものについては年38キロとなっています。

畑の賃借料の平均額は年間1万5,419円。

施設園芸、ハウスを含めた農地の賃借の平均額は年間4万5,349円となります。

最高額と最低額につきましては、水田は、玄米の最高量が112キロ、最低量は6キロです。賃借料は、最高額が3万7,500円、最低額が5,216円です。

畑の最高額が5万4,645円、最低額が5,664円です。

施設園芸、ハウスの最高額が9万5,694円、最低額が1万9,372円となっています。

こちらの情報については、市のホームページのほうで公表をする予定です。

報告については以上となります。

#### ○議長

報告について、質疑がある方は挙手をお願いします。質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長

それでは、本日の総会を閉会といたします。

次回は6月11日月曜3時からとなっておりますので、いつもと時間が違います。注意して御出席ください。お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時23分 閉会